作業効率化促進制度の運用に係るQ&A

I 制度全般に関する質問

- Q1 作業効率化促進制度とはどのような制度ですか。
- Q2 本制度を適用した場合の会社のメリットは何ですか。
- Q3 本制度を適用した場合の会社のデメリットは何ですか。
- Q4 新たに作業効率等の実態調査・分析を自ら主体的に実施することができるとされたということですが、どのように実施したらよいのですか。
- Q5 作業効率化計画書における各年度の計画工数は、作業の効率化を行う前の工数に、現に適用している又は生じている習熟度による習熟曲線を考慮させた場合の工数と比較してもなお、作業の効率化の効果が十分に見られるものでなければならないとありますが、現に適用している又は生じている習熟度による習熟曲線がどれぐらいであるということは、どのようにしたらわかるのでしょうか。
- Q6 作業効率化計画書の内容について、契約担当官等と共同して確認するとされていますが、確認した結果、作業効率化計画書について合意できない場合はどのような取扱いになるのですか。
- Q7 新しい作業効率化促進制度では、制度の適用を自ら申し出る場合は随意契約により締結されるものであることを要しないとされていますが、随意契約で無ければ5年度を限度として別途加算される金額を確実に回収できる保証がなく、制度適用の申請意欲が湧かないのではないでしょうか。
- Q8 一般競争による契約について、5年を限度として別途当該工数に基づき計算した額を加算した価格を当該契約の金額として保証することは、コンプライアンスの観点から問題となるのではないでしょうか。
- Q9 原価計算方式により予定価格を算定している契約が対象とのことですが、原価 計算方式で計算したかはどのように確認すればいいのでしょうか。
- Q10 本制度を適用中に現状の設備、工程等を大幅に変更した場合、どのように取り扱われるのでしょうか。
- Q11 内外作の変更等工数変動の要因が発生する場合は速やかな理由書の提出が義 務付けられていますが、本制度の適用に何か影響するのでしょうか。
- Q12 作業効率化促進制度と原価改善提案制度との違いは何でしょうか。

Ⅱ 作業効率化促進制度を適用する対象範囲に関する質問

- Q1 本制度の対象となる契約はどのような契約ですか。
- Q2 随意契約により契約することができるとされる条件で、「契約担当官等が過去 5年間において実施した当該契約と同一の装備品等又は役務の契約に係る入札、 企画競争又は公募において、契約の相手方以外の者による応札又は応募が無く」 とありますがどのように確認したらよいのでしょうか。
- Q3 下請負者についても本制度は適用されるのでしょうか。
- Q4 本制度適用期間中に一般競争により他社が落札した場合は、どのように取り扱われるのでしょうか。
- Q5 本制度適用期間中に随意契約によらずに一般競争により落札した場合は、本制度の適用から除外されるのでしょうか。

Ⅲ 作業効率化促進制度の適用申請に関する質問

- Q1 どの時点で本制度の適用の申請を行えば良いのでしょうか。
- Q2 本制度の適用に関する申請を行い、防衛装備庁で適用を決定する際、何を基準 に判断されるのでしょうか。
- Q3 申請書に添付する資料はどのようなものを添付すればいいのでしょうか。
- Q4 作業効率化のコンサルタントを活用し申請を行いたいが、事前に調整はできませんか。
- Q5 申請書を提出して本制度の適用が決定された後に、会社の都合により申請を取り下げることはできますか。

Ⅳ 「作業効率化促進料」に関する質問

- Q1 作業効率化促進料の金額の算定方法を教えてください。
- Q2 制度の適用前に締結された契約より作業効率化により低減されると見込まれる 工数の原則50パーセント相当の工数に基づき計算した金額を付与するとありま すが、本制度の適用前に締結された契約の工数とは、会社が提出した見積り工数 ですか。それとも防衛装備庁が計算した計算工数ですか。
- Q3 制度適用決定日の次年度以降5年度を限度とありますが、制度適用決定日とは どの日付で、次年度以降5年度を限度とはどの期間をいうのでしょうか。
- Q4 制度適用期間中に調達がなかった年度があった場合は、作業効率化促進制度により設定された計画工数は取り扱われるのでしょうか。

V 制度の適用を受ける契約を随意契約によって締結する場合の質問

- Q1 一般競争で落札した装備品等及び役務の契約において、本制度が適用された場合、次年度以降は当初から随意契約となるのでしょうか。
- Q2 上記1に関連し、特殊な技術又は設備等が不可欠なものとは会社としてどのように判断し、防衛装備庁においてどのように確認するのでしょうか。
- Q3 本制度を適用する契約を随意契約によって締結する場合の手続きについて、教 えてください。
- Q4 上記3に関連し、新規参入者がいた場合はどうなるのですか。
- Q5 新規参入者が価格低減計画書を提出するまでは、落札者は決定しないのですか。

VI 作業効率化促進制度計画期間後の取扱いについての質問

- Q1 作業効率化実績の確認はどのようなことを行うのでしょうか。
- Q2 本制度適用期間後に、引き続き契約する場合の契約の計算価格の算定における 工数の取扱いは、どのように取扱われるのでしょうか。
- Q3 上記2に関連し、達成できなかった理由を調査した結果、作業効率化の活動を 確実に実施したと認められなかった場合は、どのような取扱いになるのですか。

Ⅵ その他の質問

- Q1 防衛装備庁が実施している科学的手法を基礎とした工数審査とは、どのような 調査ですか。
- Q2 作業効率調査実施後に防衛装備庁が科学的な手法を基礎とした工数審査を実施 した場合は、「作業効率化計画書作成依頼書」で低減可能な工数(いわゆる審査 工数)を示されるとのことですが、会社が「作業効率化計画書作成依頼書」を受 け提出する「作業効率化計画書」の中の計画最終年度の工数は、「作業効率化計 画書作成依頼書」の審査工数どおりでないとだめなのでしょうか。

I 制度全般に関する質問

- Q1 作業効率化促進制度とはどのような制度ですか。
- A1 原価計算方式により予定価格を算定して装備品等に関する製造請負若しくは試算研究請負契約又は役務に関する請負契約を締結している契約の相手方(下請負企業を含む。)の作業現場における作業又は特定の装備品等に関する作業に関し、契約担当官等及び契約の相手方が共同して、作業効率及び作業者、設備等の生産資源の活用率を向上させるための実態調査・分析を行い、現状の設備、工程等を大幅に変更することなく、作業効率化の方法を探求し、これにより得られた成果を事後の契約に反映させることにより、装備品等及び役務の調達価格の一層の低減の資とする一連の取組のことです。
- Q2 本制度を適用した場合の会社のメリットは何ですか。
- A 2 会社の作業現場において、現状の設備、工程等を大幅に変更することなく作業 効率の向上及び作業者や設備等の生産資源の活用率の向上に取り組むことで生産 効率の向上が期待できます。

さらに、本制度の適用を自ら申請し適用が決定された場合は、適用決定日の次年度以降5年度を限度とした期間に締結される同種の装備品等の製造請負、役務請負又は試作研究請負契約について、本制度の適用日の属する年度以前に締結された契約より、作業効率化により低減されると見込まれることが確認された工数を考慮して算定した計算価格に当該工数の原則として50パーセント相当の工数に基づき計算した額を「作業効率化促進料」として計算価格に加算します。

- Q3 本制度を適用した場合の会社のデメリットは何ですか。
- A 3 防衛装備庁が実施する科学的手法を用いた工数審査は、契約担当官等と相手方が共同で探求するものであるため、契約担当官等が「作業効率化計画書作成依頼書」を発出するまでに、対象となった装備品等及び役務に係る製造現場の調査を防衛装備庁担当者が会社の生産管理担当者の協力のもと、必要に応じてコンサルタントを活用しながら1~2ヶ月行い、その後行われる調査・分析において、防衛装備庁担当者と会社との間での質疑応答も行われるため、長期間にわたる会社側の協力が必要となります。ただし、今回の制度改正により、作業効率等の実態調査・分析を自ら主体的に実施することができるとされました。

- Q4 新たに作業効率等の実態調査・分析を自ら主体的に実施することができるとされたということですが、どのように実施したらよいのですか。
- A 4 作業効率化促進制度の適用を申し出て、作業効率等の実態調査・分析を自ら実施することを希望する場合は、作業効率等の実態調査・分析を自ら行うことができ、その結果をもとに作業効率化計画書を作成するという方法を新たに追加しました。自ら実施する調査は過去の工程改善の実績等に基づく努力目標的なものであっても差し支えありません。ただし、当該調査に基づいて作成する各年度の計画工数は、現に適用している又は生じている習熟度による習熟曲線を考慮させた場合の工数と比較してもなお、作業の効率化の効果が十分に見られるものでなければならず、作業効率化計画書の内容については、防衛装備庁と共同して確認することが必要となります。
- Q5 作業効率化計画書における各年度の計画工数は、作業の効率化を行う前の工数に、現に適用している又は生じている習熟度による習熟曲線を考慮させた場合の工数と比較してもなお、作業の効率化の効果が十分に見られるものでなければならないとありますが、現に適用している又は生じている習熟度による習熟曲線がどれぐらいであるということは、どのようにしたらわかるのでしょうか。
- A 5 現在、防衛装備庁で算定に適用している習熟曲線は相手方に公開しておりません。このため、各年度の計画工数の作成に際しては、調達管理部企業調査官付作業効率化促進班又は申請対象装備品等及び役務の契約を担当する調達事業部物別官室担当者と調整の上、計画工数を作成してください。
- Q6 作業効率化計画書の内容について、契約担当官等と共同して確認するとされていますが、確認した結果、作業効率化計画書について合意できない場合はどのような取扱いになるのですか。
- A 6 相手方が作成した作業効率化計画書の内容について、疑義がある場合は、相手方に対して書面により回答を求めます。この回答又は修正された作業効率化計画書の確認を行いますが、これによっても作業効率化計画書の内容が妥当であると契約担当官等が判断できない場合は、契約担当官等がふさわしいと認めるコンサルタント会社を活用した調査を実施し、その結果を相手方に通知しますので、この結果を踏まえた作業効率化計画書に修正して頂きます。

- Q7 新しい作業効率化促進制度では、制度の適用を自ら申し出る場合は随意契約により締結されるものであることを要しないとされていますが、随意契約で無ければ5年度を限度として別途加算される金額を確実に回収できる保証がなく、制度適用の申請意欲が湧かないのではないでしょうか。
- A 7 作業効率化促進制度は、制度の適用を自ら申し出ることにより、作業効率化の 実態調査・分析を自ら主体となって調査を行うことができ、作業効率化計画書を 作成します。制度の適用を受ける同種契約を算定する際の工数は、当該計画書の 工数で確定されますので、計画以上に作業効率化が進んだ場合においても契約価 格を減らされないことが明らかとなります。また、対象契約が企業の独自の技術 ・設備を利用する場合や20%を超える価格低減を約束した場合は、以後の契約 を随意契約によって契約することができるなどのメリットがあります。
- Q8 一般競争による契約について、5年を限度として別途当該工数に基づき計算した額を加算した価格を当該契約の金額として保証することは、コンプライアンスの観点から問題となるのではないでしょうか。
- A 8 作業効率化促進制度は、将来にわたる当該装備品等及び役務の調達及び契約の 相手方を事前に確約するものではなく、コンプライアンス上の問題が生じること はありません。
- Q9 原価計算方式により予定価格を算定している契約が対象とのことですが、原価 計算方式で計算したかはどのように確認すればいいのでしょうか。
- A 9 調達管理部企業調査官付作業効率化促進班又は申請対象装備品等及び役務の契約 を担当する調達事業部物別官室担当者にご確認下さい。
- Q10 本制度を適用中に現状の設備、工程等を大幅に変更した場合、どのように取り扱われるのでしょうか。
- A10 本制度を適用中に現状の設備、工程等を大幅に変更した場合、速やかに調達 管理部企業調査官に報告を行い、必要に応じて「作業効率化計画書」を見直す処 置がとられますので会社側はこれに協力していただくこととなります。
- Q11 内外作の変更等工数変動の要因が発生する場合は速やかな理由書の提出が義 務付けられていますが、本制度の適用に何か影響するのでしょうか。

- A11 内外作の変更等作業に変更を及ぼす状況が発生するという報告があった場合には、その内容を審査し、その結果必要に応じて作業効率化計画書を見直す処置を行いますので会社側はこれに協力していただくこととなります。
- Q12 作業効率化促進制度と原価改善提案制度との違いは何でしょうか。
- A12 作業効率化促進制度は、契約を締結している相手方及び下請負企業の作業現場、特定の装備品等及び役務に係る作業に関し、現状の設備、工程等を大幅に変更することなく、作業効率、作業者や設備等の生産資源の活用率を向上するために作業効率等の実態調査・分析を行い、作業効率化の方法について契約担当官等と相手方が共同で探求し、事後の契約に反映させる制度ですが、原価改善提案制度は、相手方が計画的に行う原価改善活動の全てが提案の要件になっている制度です。

Ⅱ 作業効率化促進制度を適用する対象範囲に関する質問

- Q1 本制度の対象となる契約はどのような契約ですか。
- A 1 契約担当官等が原価計算方式により予定価格を算定した装備品等の製造請負、 役務請負又は試作研究請負契約が対象となります。
- Q2 随意契約により契約することができるとされる条件で、「契約担当官等が過去 5年間において実施した当該契約と同一の装備品等又は役務の契約に係る入札、 企画競争又は公募において、契約の相手方以外の者による応札又は応募が無く」 とありますがどのように確認したらよいのでしょうか。
- A 2 調達管理部企業調査官付作業効率化促進班又は申請対象装備品等及び役務の契約を担当する調達事業部物別官室担当者にご確認下さい。
- Q3 下請負者についても本制度は適用されるのでしょうか。
- A 3 対象装備品等及び役務の作業が下請負者で行われている場合も本制度は適用されます。
- Q4 制度適用期間中に一般競争により他社が落札した場合は、どのように取り扱われるのでしょうか。
- A 4 本制度適用期間中に他社が落札した場合は、作業効率化計画書で示す該当年度 の計画工数は不要となります。

- Q5 本制度適用期間中に随意契約によらずに一般競争により落札した場合は、本制度の適用から除外されるのでしょうか。
- A 5 本制度の適用期間中は、随意契約によらずに一般競争により落札した場合でも 本制度の適用から除外されることはありません。

Ⅲ 作業効率化促進制度の適用申請に関する質問

- Q1 どの時点で本制度の適用の申請を行えば良いのでしょうか。
- A1 本制度の適用申請は、通年で受け付けています。詳細については、防衛装備庁の入札及び契約心得(平成27年10月1日防衛装備庁公示第1号)中の作業効率化促進制度別冊(その4)及び本制度の適用申請の公示をご確認下さい。
- Q2 本制度の適用に関する申請を行い、防衛装備庁で適用を決定する際、何を基準 に判断されるのでしょうか。
- A 2 相手方の申請した契約が、本制度を適用する契約に該当する場合であって、自ら作業効率等の実態調査・分析を行うことを申し出たときは、原則として本制度を適用することとなります。また、相手方が、作業効率等の実態調査・分析を防衛装備庁が実施することを希望したときは、費用対効果等を勘案し本制度の適用を判断します。具体的には「費用」とは、本制度を運用するうえで発生する防衛装備庁側の費用をいい、「効果等」とは、本制度を適用した場合に工数低減による価格低減がどれくらい見込めるか、継続的な調達が見込める物件であるかをいい、総合的な検討を行い本制度の適用の可否を判断します。
- Q3 申請書に添付する資料はどのようなものを添付すればいいのでしょうか。
- A3 申請書の様式に記載の「契約履行管理表」、「人員配置を含んだ工場レイアウト図」、「過去3年間の実績工数及び工数低減関係資料」、となります。 ただし、従来までの作業効率化促進制度(旧制度)の適用を受けている契約で本制度の申請を行う場合は、この限りではありませんので、調達管理部企業調査官付作業効率化促進班までお問い合わせ下さい。
- Q4 作業効率化のコンサルタントを活用し申請を行いたいが、事前に調整はできませんか。

- A 4 調達管理部企業調査官付作業効率化促進班において事前の調整はいたします。
- Q5 申請書を提出して制度の適用が決定された後に、会社の都合により申請を取り 下げることはできますか。
- A 5 契約担当官等からの本制度を適用する旨の通知に対し、会社から本制度の受入 れについて拒否された場合は、その理由について調査することになりますので 会社側はこれに協力していただくこととなります。

また、本制度を適用する旨の通知に対し、会社が受入れを回答した以降の申請の取り下げは原則認められません。

Ⅳ 「作業効率化促進料」に関する質問

- Q1 作業効率化促進料の金額の算定方法を教えてください。
- A1 作業効率化によって低減されると見込まれることが確認された工数の50パーセント相当の工数に加工費率を乗じ、これに調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令第35条に規定する一般管理及び販売費、同訓令第36条に規定する利子並びに同訓令第36条の2に規定する利益を加算した額によって、同訓令第70条第1項に規定する販売直接費として取り扱うものとし、その名称には「作業効率化促進料」を付すものとされています。なお、会社に対して作業効率化促進制度の適用を受ける特約条項を締結する際に、作業効率化促進料の金額を明示することとなります。
- Q2 本制度の適用前に締結された契約より作業効率化により低減されると見込まれる工数の原則50パーセント相当の工数に基づき計算した金額を付与するとありますが、本制度の適用前に締結された契約の工数とは、会社が提出した見積り工数ですか。それとも防衛装備庁が計算した計算工数ですか。
- A 2 防衛装備庁が計算した直近の契約の計算工数となります。
- Q3 制度適用決定日の次年度以降5年度を限度とありますが、制度適用決定日とは どの日付で、次年度以降5年度を限度とはどの期間をいうのでしょうか。
- A3 「制度適用決定日」とは、入札及び契約心得別冊(その4)5.1又は5.3 により通知された文書の日付となります。

「次年度以降5年度を限度」とは、制度適用決定日の次年度を含む以降5カ年 分の契約となります。

制度の適用は、次年度以降5年度を限度としていますが、制度の適用を自ら申 し出て適用を受けた場合の制度の適用期間であり、防衛装備庁からの申し入れに より制度の適用を受けた場合は、3年を目安として計画して頂いています。

- Q4 制度適用期間中に調達がなかった年度があった場合は、作業効率化促進制度により設定された計画工数は取り扱われるのでしょうか。
- A 4 本制度適用期間中に調達がなかった年度については、作業効率化計画書で示す 該当年度の計画工数は不要となるため、作業効率化促進料は発生しません。調達 のある年度と作業効率化計画書で示す年度は原則として一致していることが条件 となります。

V 制度の適用を受ける契約を随意契約によって締結する場合の質問

- Q1 一般競争で落札した装備品等及び役務の契約において、本制度が適用された場合、次年度以降は当初から随意契約となるのでしょうか。
- A1 本制度は、次年度以降の契約及び本制度の適用会社の事後の随意契約を保証するものではありません。ただし、当該契約が以下のア又はイに該当する場合で契約担当官等が新規参入を募る公示を行ったにもかかわらず、新規参入者が確認できなかったときは、当該契約を随意契約により契約することができるとされています。
 - ア 対象となる契約の履行には特殊な技術又は設備等が不可欠であるため、契約担当官等が過去5年間において実施した当該契約と同一の装備品等又は役務の契約に係る入札、企画競争又は公募において、契約の相手方以外の者による応札又は応募がなく、かつ、契約担当官等による業態調査によっても、引き続き当該相手方以外の応札又は応募の見込みがないと認められる場合
 - イ 契約の相手方が、作業効率化促進制度の適用が終了するまでに、作業の効率化 を行う前の金額から20パーセントを超える価格の低減に相当する工数の低減 を行うことを約束した場合
- Q2 上記1に関連し、特殊な技術又は設備等が不可欠なものとは会社としてどのように判断し、防衛装備庁においてどのように確認するのでしょうか。

- A 2 会社には申請書提出時点において、特殊な技術又は設備等が不可欠なもので自 社唯一のものであるとの判断により申請書を提出していただき、防衛装備庁にお いて、特殊な技術又は設備等に該当するかどうかの判断を行いますので、会社側 はこれに協力していただくこととなります。
- Q3 制度を適用する契約を随意契約によって締結する場合の手続きについて、教えてください。
- A 3 本制度の適用を受ける契約が随意契約とする場合の条件を満たしており、事後の契約を随意契約で行うこととなった場合は、相手方との間で「作業効率化促進制度の適用に関する合意書」を作成します。この後、本制度の適用をうける契約を防衛装備庁掲示板及び防衛装備庁ホームページにおいて掲示し、新規参入者がいない場合は、本制度の適用を受ける期間において随意契約とすることができます。細部については、作業効率化促進制度担当までご確認ください。
- Q4 上記3に関連し、新規参入者がいた場合はどうなるのですか。
- A 4 新規参入者には、入札参加申請書を提出して頂き、防衛装備庁で当該新規参入者が適正であるか検討します。この結果、適正な相手方であると判断された場合は、以後の契約を現在の契約相手方と新規参入者の指名競争により契約の相手方を決定します。この場合において、新規参入者に価格低減計画書を提出して頂きますが、価格低減計画書の提出を拒んだ場合又は価格低減計画書の約束を破棄した場合は、当初の契約相手方との随意契約を行います。
- Q5 新規参入者が価格低減計画書を提出するまでは、落札者は決定しないのですか。
- A 5 入札の条件として、新規参入者には価格低減計画書を提出して、当初の相手方が約定していた価格以下の価格で履行することを約定して頂きますので、新規参入者が価格低減計画書を提出するまでは、契約の締結は行いません。契約の相手方を速やかに確定するため、原則として新規参入者には入札会場に価格低減計画書を持参して頂き、入札後、新規参入者が落札した場合は、直ちに価格低減計画書を提出して頂きますが、価格低減計画書の持参を忘れた場合など、すぐに提出できない場合は落札者の決定を保留し、価格低減計画書の提出をまって当該保留を解除します。新規参入者が価格低減計画書を提出せず、入札を無効とされた場合は、全ての入札参加者に対して防衛装備庁の担当者より通知があります。

VI 作業効率化促進制度計画期間後の取扱いについての質問

- Q1 作業効率化実績の確認はどのようなことを行うのでしょうか。
- A1 作業効率化計画書により予定した作業効率化の実績について、効率化を達成できた作業内容及び効率化を達成できなかった作業内容並びに実績工数の内訳等について「作業効率化実績報告書」として提出していただきます。防衛装備庁においては「作業効率化実績報告書」の内容について確認を行いますので会社側はこれに協力していただくこととなります。
- Q2 制度適用期間後に、引き続き契約する場合の契約の計算価格の算定における工 数の取扱いは、どのように取扱われるのでしょうか。
- A 2 制度適用期間後の適用工数の処置については、原則として作業効率化計画最終 年度の計画工数を基礎としますが、最終計画工数を達成しなかった場合において、 作業効率化の活動を確実に実施したと認められるときは、実際に達成した工数を 算定の基礎とすることができます。
- Q3 上記2に関連し、達成できなかった理由を調査した結果、作業効率化の活動を 確実に実施したと認められなかった場合は、どのような取扱いになるのですか。
- A3 達成できなかった理由を調査した結果、その理由が相手方の作業効率化の取組が不十分であったとされた場合は、相手方と調整の上、再度同じ最終計画工数で作業効率化計画書を提出して頂きます。また、作業効率化計画書の最終計画工数の見直しが必要であるとされた場合は、作業効率等の実態調査・分析を行い、作業効率化計画書を再度作成して頂きます。この場合において、当初の作業効率化計画書が、防衛装備庁による科学的手法に基づく工数審査を踏まえて作成したものであるときは、防衛装備庁が工数審査を実施することとし、当初の作業効率化計画書が、相手方の実施した作業効率等の実態調査・分析を踏まえて作成したものであるときは、当該相手方が作業効率等の実態調査・分析を行って頂きます。

Ⅷ その他の質問

Q1 防衛装備庁が実施している科学的手法を基礎とした工数審査とは、どのような な調査ですか。

- A1 製造現場の実態を調査するため、必要に応じてコンサルタントを活用しながら 工程の観察、作業の分析などを実施するものです。調査は1~2ヶ月連続して製 造現場に常駐して行います。調査の詳細については、調達管理部企業調査官付作 業効率化促進班までお問い合わせください。
- Q2 作業効率調査実施後に防衛装備庁が科学的な手法を基礎とした工数審査を実施 した場合は、「作業効率化計画書作成依頼書」で低減可能な工数(いわゆる審査 工数)を示されるとのことですが、会社が「作業効率化計画書作成依頼書」を受 け提出する「作業効率化計画書」の中の計画最終年度の工数は、「作業効率化計 画書作成依頼書」の審査工数どおりでないとだめなのでしょうか。
- A 2 作業効率化計画書作成依頼書で添付される工数審査結果は、会社が作業効率化に取り組めば、3年以内に達成できる生産性のレベルを示しています。会社において作業効率化計画書作成依頼書の内容を実現するための方法を検討し、作業効率化計画書を作成して頂きます。なお、当該計画書の内容が科学的手法を用いた工数審査、又は相手方が実施した作業効率等の実態調査・分析の結果と異なる場合は、合理的な根拠に基づいた説明をして頂く必要があります。